

6 五財第 903 号
令和 6 年 8 月 13 日

建設関連業務委託等の最低制限価格の取扱いについて

五島市財政課契約管財班

五島市が発注する建設関連業務委託等については、令和 6 年 9 月 1 日以降に入札執行するものから、次のとおり最低制限価格を設定します。

1 対象業務

原則として競争入札に付する以下の業務

○測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係建設コンサルタント業務並びに建設関連維持管理業務(道路清掃業務、道路伐採業務、河川清掃業務、河川伐採業務、公園清掃業務、公園伐採業務)

2 最低制限設計価格の設定

最低制限設計価格（税抜き。以下同じ。）は、別表の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに設計金額の基礎となった同表①から④までに掲げる額及び算定率を用いて算出した額の合計額とする。ただし、建設関連維持管理業務の場合は、「建設工事における最低制限価格の取扱いについて」（令和 5 年 1 月 8 日付 5 五財第 1232 号）の 2 の土木工事の規定に基づき算出した額とする。

3 数値の取扱い

最低制限設計価格及び最低制限価格（税抜き）は、1,000 円未満の金額は切り捨てるものとする。

附 則

1 この取扱いは、令和 6 年 9 月 1 日以降に入札執行する建設関連業務に適用する。

別表

(最低制限設計価格の設定)

次の表の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、設計金額の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額（1,000円未満の端数は切り捨てる）

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費× <u>50%</u>	—
建築関係コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術経費×60%	諸経費×60%
土木関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価×90%	一般管理費等× <u>50%</u>
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額×90%	解析等調査業務費×80%	諸経費× <u>50%</u>
補償関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価×90%	一般管理費等× <u>50%</u>

(最低制限価格について)

上記の別表に掲げる測量業務及び地質調査業務以外については、係数を乗じて得た額が設計金額（税抜き）に対し10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、3分の2に満たない場合は3分の2とするものとし、測量業務については、10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとし、地質調査業務については、10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。